

政令第百八十八号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年六月一日とする。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）目次の改正規定、同法第二章の三を同法第二章の四とし、同法第二章の二を同法第二章の三とし、同法第二章の次に一章を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の二第一号の改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十五条の改正規定及び同法第三十七条の改正規定並びに大気汚染防止法の一部を改正する法律附則第二条の規定の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。